



目 次

規 則	ページ
◎高知県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎告示（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部改正	(行政管理課) 1
○大規模小売店舗の新設に関する届出	(経営支援課) 1
公 告	
○建設業法による処分	(土木政策課) 1
高知県教育長訓令	
◎教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令	2

規 則

高知県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年9月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第65号

高知県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

高知県クリーニング業法施行細則（平成7年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記第12号様式中「戸籍の謄本又は抄本」を「戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（クリーニング師試験の申請時から氏名又は本籍に変更があった者については、戸籍謄本又は戸籍抄本）」に、「明らかにした」を「記載した」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。（経過措置）
- この規則による改正前の高知県クリーニング業法施行細則別記第12号様式は、この規則による改正後の高知県クリーニング業法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

告 示

高知県告示第776号

平成27年3月高知県告示第160号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正し、平成30年9月27日から施行する。

平成30年9月25日

高知県知事 尾崎 正直

1の(3)中「協議」を「届出の受理」に改める。

高知県告示第777号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成30年9月25日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
株式会社大屋 代表取締役 伊藤 慎太郎
- 届出者の住所
愛媛県西条市西田甲590番地2
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
m a c 高須店
高知市高須東町6番3号ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社大屋 代表取締役 伊藤 慎太郎
愛媛県西条市西田甲590番地2
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者名	代表者名	住所
株式会社大屋	代表取締役 伊藤 慎太郎	愛媛県西条市西田 甲590番地2

- 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年5月1日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

- 378平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の収容台数
54台
 - 駐輪場の収容台数
40台
 - 荷さばき施設の面積
50平方メートル
 - 廃棄物等の保管施設の容量
12.36立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社大屋	午前9時	午後12時
その他未定テナント	午前9時	午後12時

- 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午前零時30分まで
 - 駐車場の自動車の出入口の数
1箇所
 - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 届出年月日
平成30年8月30日
 - 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
 - 意見書に記載すべき事項
 - 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 意見の内容

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第2号の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年9月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 処分をした年月日
平成30年9月25日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号
有限会社北四国カッター
代表取締役 奥田 潤
高岡郡四万十町窪川1379-11
高知県知事許可（般-26）第8104号
- 3 処分の内容
建設業法第29条第1項第2号の規定による建設業の許可（とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）の取消し
- 4 処分の原因となった事実
有限会社北四国カッターの役員は、公然わいせつ罪で、懲役6月（4年間刑の執行猶予）の刑が確定している（確定日：平成26年11月12日）ことが判明した。
このことは、建設業法第29条第1項第2号の規定に該当する。

教 育 長 訓 令

高知県教育長訓令第4号

教育委員会事務局
各教育機関

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年9月25日

高知県教育長 伊藤 博明

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務決裁規程（昭和46年3月高知県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第17号中「協議」を「届出の受理」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年9月27日から施行する。